

平成19年 9月 5日

川崎市長 阿部 孝夫 様

川崎市事業評価検討委員会  
会長 輿水 肇

### 平成19年度再評価実施事業の審議結果について

川崎市事業評価検討委員会設置要綱第2条第1項の規定に基づき、国庫補助事業に係る公共事業の再評価の実施に対する対応方針（案）について、審議の結果を次のとおり意見具申いたします。

また、事業の実施に関して委員より出された意見を別紙のとおりまとめ、付記します。

#### 1 平成19年度再評価実施事業

- (1) 一般国道409号線道路改良
- (2) 一般県道稲城読売ランド前停車場道路改良
- (3) 一般県道上麻生連光寺道路改良
- (4) 連続立体交差事業 京浜急行大師線
- (5) 川崎港廃棄物処理事業 廃棄物埋立護岸

#### 2 審議結果

評価結果及び事業をめぐる状況等を総合的に勘案し、平成19年度再評価対象の5事業について「継続」が妥当と判断した。

## 附帯意見

### 1 道路整備について

- ・道路整備については、事業採択から10年、15年という年月を経る間に、周辺環境が変化していることから、事業効果を早期に発現するため、選択と集中による効率的で効果的な整備手法が求められる。
- ・道路整備については、地域特性に応じたきめ細かな対応が必要であり、沿線住民の意見も取り入れながら、環境と安全の確保に留意した沿道空間の創出が必要である。

### 2 連続立体交差事業 京浜急行大師線

平成22年に段階的整備区間である東門前～小島新田駅が地下化される計画であることから、現線跡地の利用については、沿線住民、鉄道事業者等との協議を精力的に行い、周辺のまちづくりと一体となった整備を効果的に推進することが必要である。

### 3 川崎港廃棄物処理事業 廃棄物埋立護岸

本事業の費用対便益比(CBR)は、1.03であるが、代替案との比較において優位であり、便益として貨幣換算されないが、大気汚染物質の排出抑制効果も見込まれる。また、新たな土地が造成されることから、土地の有効活用を図ることにより、臨海部の活性化やアメニティの向上等多様な効果も期待できる。さらに、海面を埋め立てることによる損益として「漁業補償費相当額」を計上しているが、損益はこれに限られるわけではない。

こうしたことから、埋立事業の評価については、費用便益計算の結果だけではなく、多面的な説明が必要となっている。